

生活衛生営業の皆様へ

無料相談を承ります

※但し、事前予約が必要です

対象生衛業種

理容業・美容業・クリーニング業・旅館ホテル業・鮮商
食肉販売業・公衆浴場業・興行・社交飲食業・一般飲食

受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年12月10日(木)

申込方法

裏面の「相談指導申込書」にご記入の上、**FAX**
でお申し込みください。(期間内の先着順になります)

各分野の専門家が

中小企業診断士・税理士・弁護士・行政書士・社会保険労務士

あなたの悩みに
(生衛業者)

お答えします!



あなたの困りごとを専門家スタッフに相談してみませんか?

例えば

- 国や県など公的支援策の利用・申請手続き
- 生活衛生貸付等融資の利用、返済
- デジタル化への対応
- 税制全般
- 事業承継
- 社会保険等人事労務
- 経営全般



お問い合わせは

公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター

TEL 055-232-1071 / FAX 055-233-3818



FAX 055-233-3818

生衛業者経営支援対策事業 相談指導申込書

令和 8 年 月 日

(公財)山梨県生活衛生営業指導センター理事長 様

申込者 住 所:

氏 名:

事業所名			資本金	万円	
代表者名			当該地域での 営業年数	年	
所在地	〒□□□-□□□□ 電話番号 - -				
業種			従業員数	人	
相談指導希望日	第一希望日	月 日()	第二希望日	月 日()	
相談指導希望場所	☐ (公財)山梨県生活衛生営業指導センター ☐ その他()				
指導を受けたい具体的内容(該当する項目にレ印をつけ概要を簡単に記載)					
☐ 国、県等の支援施策に関するもの ☐ 生活衛生貸付等融資に関わるもの ☐ デジタル化対応に関するもの ☐ 税制全般に関するもの ☐ 事業継承に関するもの ☐ 社会保険、労働保険等人事労務に関するもの ☐ 経営に関するもの [具体的な相談内容] 					